

# ワンポイント会計基準

## vol.301 「経営研究調査会研究資料第 11 号『上場会社等における会計不正の動向（2024 年版）』の公表について」

日本公認会計士協会（経営研究調査会）は、2024 年 7 月 16 日付けで、経営研究調査会研究資料第 11 号「上場会社等における会計不正の動向（2024 年版）」（以下、「本研究資料」）を公表しました。

本研究資料は、2019 年 4 月から 2024 年 3 月（以下「2020 年 3 月期から 2024 年 3 月期」）にかけて、各証券取引所における適時開示制度等で会計不正に関する公表のあった上場会社等（上場会社及びその関係会社）を対象として、公表した日を基準として年度別に会計不正（Accounting Fraud）の類型を、主に「粉飾決算」と「資産の流用」に分類して集計しています。

今回は、本研究資料の「会計不正の動向」のうち、

「会計不正の発覚経路」

「会計不正の関与者」

「会計不正の発生場所」

について解説します。

### 1. 会計不正の発覚経路

2020 年 3 月期から 2024 年 3 月期において、調査報告書が公表されている 178 社で生じた会計不正（183 件）のうち、不正の発覚経路が判明するものを分類すると、上位 3 件は

- （1）税務調査や証券取引等監視委員会などの調査当局の調査等（42 件）
- （2）会社の内部統制等（34 件）
- （3）会社の内部通報（29 件）

でした。当局による調査の他に、内部統制や内部通報等の会社の自浄作用により不正が明るみになるケースが多く、有効な内部統制の構築や内部通報窓口の設置と適切な運営を継続することの重要性を窺い知ることができます。

なお、同期間における公認会計士による監査により不正が発覚した件数は 16 件でした。

## 2.会計不正の関与者

2020年3月期から2024年3月期において、調査報告書が公表されている178社で生じた会計不正（183件）のうち、不正の主體的関与者が判明するものを役職に応じて分類した結果、役員及び管理職により行われるケースが多く、2024年3月期は役員による不正が15件（前年度は18件）、管理職による不正が20件（前年度は7件）でした。

また、同期間において不正の主體的関与者が判明するものを共謀の有無等に応じて分類したところ、2024年3月期は従業員同士又は管理職や役員の指示の下、会計不正を実行する内部共謀と、協力会社等の外部と共謀して会計不正を実行する外部共謀が合わせて25件あり、単独犯の18件に比べて多く、これらの傾向は2020年3月期から概ね継続しています。従って、役員及び管理職が外部共謀又は内部共謀により会計不正を実行するケースが多いことが分かります。複数の担当者による共謀や、経営者や管理者が不正な目的のために内部統制を無視又は無効ならしめることは、内部統制の固有の限界として知られています。このケースでは、共謀による内部統制の逸脱又は経営者による内部統制の無効化が行われている可能性があり、不正の発見がより困難な状況にあることを本研究資料は指摘しています。

## 3.会計不正の発生場所

2020年3月期から2024年3月期において、調査報告書が公表されている178社で生じた会計不正（183件）のうち、発生場所が判明するものを分類した結果、2024年3月期は本社が21件、国内子会社が19件、海外子会社が3件の計43件となりました。件数合計は2020年の47件をピークに、2021年に一度25件にまで減少後、2022年～2024年にかけて再び増加傾向にあります。海外子会社の不正は2020年3月期の11件をピークにその後は年間2～4件程度に減少しており、国内拠点での不正の発生が増加しております。なお、2020年3月期から2024年3月期において発生した海外子会社の不正合計29件の発生地を集計すると、約半数（15拠点）は中国子会社で発生しており、「海外進出日系企業拠点数調査 2022年調査結果」（外務省）などの調査報告から、同国への日本企業の進出が多いことが要因の一つであると、本研究資料は指摘しています。

従って、企業のビジネス拡大に伴う新規拠点進出に合わせ、専門知識を有する社員の配置を充実させることに加え、本社のバックオフィス部門等が主導となり、各拠点への会計指導の徹底及び定期的な内部監査等の実施、並びに各拠点の経営者を含む社員とのコミュニケーションの機会を充実させることが重要と考えられます。

以上